

平成 29 年 6 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社USEN  
代 表 者 名 代表取締役社長 田村公正  
(JASDAQ・コード番号：4842)  
問 合 せ 先 取締役副社長執行役員 CFO 馬淵将平  
電 話 番 号 (03-6823-7015)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更、並びに株式会社U-NEXT  
との間の経営統合に伴う合併契約の締結及び会社分割による持株会社体制への移行に

関するお知らせ

当社は、平成 29 年 6 月 19 日開催の取締役会において、平成 29 年 7 月 11 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、本臨時株主総会に、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）における上場廃止基準に該当することとなります。

これにより、当社株式は、平成 29 年 7 月 11 日から平成 29 年 8 月 9 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 29 年 8 月 10 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を JASDAQにおいて取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

また、当社は、平成 29 年 2 月 13 日付「株式会社U-NEXT SPC1による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び応募の推奨並びに株式会社U-NEXTとの経営統合に関する基本合意書締結に関するお知らせ」（その後の訂正を含みます。以下「当社平成 29 年 2 月 13 日付プレスリリース」といいます。）においてお知らせしたとおり、株式会社U-NEXT（以下「U-NEXT」といいます。）との間で、経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関する基本合意書を締結し、その後、本経営統合に関する協議を行ってまいりましたが、平成 29 年 6 月 19 日の取締役会において、本経営統合及びそれに伴う持株会社体制への移行（以下「本持株会社化」といいます。）のため、吸収分割承継会社として新たに設立した当社の完全子会社 3 社との間でそれぞれ吸収分割契約（以下、総称して「本吸収分割契約」といい、本吸収分割契約に係る吸収分割を総称して「本会社分割」といいます。）を締結すること、並びに、当社の親会社であるU-NEXTとの間で吸収合併契約（以下「本合併契約」といい、本合併契約に係る吸収合併を「本合併」といいます。）を締結することを決議するとともに、平成 29 年 6 月 19 日付でこれらの契約を締結いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、本会社分割は、当社とその完全子会社との間の吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

## I. 株式併合について

### 1. 株式併合を行う目的及び理由

当社の平成 29 年 3 月 29 日付プレスリリース「株式会社 U-NEXT SPC1 による当社株券に対する公開買付けの結果並びに親会社、その他の関係会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社 U-NEXT SPC1（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 29 年 2 月 14 日から平成 29 年 3 月 28 日まで当社株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、平成 29 年 4 月 4 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社株式 107,825,894 株（当社の総株主の議決権の数に対する議決権保有割合：52.33%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、議決権保有割合について同じです。)) を保有するに至ったため、公開買付者は、同日付で、新たに当社の親会社に該当することとなりました。また、公開買付者の議決権の 100% を所有する U-NEXT も、公開買付者を通じて当社株式を間接的に所有することとなるため、新たに当社の親会社に該当することとなりました。なお、議決権保有割合については、当社が平成 29 年 1 月 13 日に提出した第 53 期第 1 四半期報告書に記載された平成 28 年 11 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（207,148,891 株）から当社が平成 29 年 1 月 11 日に公表した「平成 29 年 8 月期 第 1 四半期決算短信 [日本基準] (連結)」に記載された平成 28 年 11 月 30 日現在の当社が所有する自己株式数（1,103,104 株）を控除した株式数（206,045,787 株）に係る議決権の数である 2,060,457 個を分母として計算しております。

当社平成 29 年 2 月 13 日付プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、U-NEXT は、平成 28 年 7 月下旬から、U-NEXT 及び当社の持株会社体制についての構想を持ち始め、平成 28 年 8 月上旬、U-NEXT より、当社に対して、本公開買付けを含む本経営統合に関する検討及び協議を開始したい旨を伝達しました。その後、両社間における初歩的な検討及び U-NEXT から当社に対するデュー・ディリジェンスを経て、U-NEXT は、当社に対して、平成 29 年 1 月 17 日に本経営統合に関する提案書を提出し、当社との間で本経営統合の目的や想定されるストラクチャー、公開買付価格や本経営統合における合併比率について提案のうえ、当社との間で本格的な検討・協議を続けて参りました。

当社の取締役会は、公開買付者及び U-NEXT（以下「公開買付者ら」といいます。）及び当社から独立した第三者算定機関である EY トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社（以下「EY」といいます。）より平成 29 年 2 月 10 日付で取得した当社株式の株式価値及び本合併における合併比率の算定結果に対する株式価値算定書（以下「本株式価値等算定書」といいます。）の内容並びに西村あさひ法律事務所からの法的助言を踏まえて、第三者委員会から取得した本答申書（下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等項」の「(3) 本経営統合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「① 当社における第三者委員会の設置」において定義します。以下同じです。）の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本経営統合の一連の手續及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討いたしました。

その結果、当社は、以下の理由により、本公開買付けを含む本経営統合により当社の企業価値が向上すると見込まれるとの結論に至りました。

(a) 当社グループは、(i) 創業以来五十余年にわたって業務店向けに提供している BGM 放送事業、(ii) 中小企業向けのインターネット回線及びソフトウェアの提供、並びに、(iii) 全国のレジャーホテル・ビジネスホテル（宿泊特化型ホテル）、大規模の総合病院等向けに提供している自動精算機を中心としたファシリティ（各取引先施設の設備全般を意味します。以下同じです。）及びそれに附帯するサービスの提供を中核とした事業の展開をしており、当社グループの全事業における取引先の総数は 50 万程度（平成 28 年 12 月 31 日現在）に及んでいません。そして、当該取引先との取引口座（以下「アカウント」といいます。）の保有が当社グル

ープの最大の資産であり、当社グループの企業価値の源泉であると認識しております。そして、当社グループの企業価値の更なる向上のために当該アカウントを最大限活用し、当社グループの事業業績を拡大することが当社グループの第一の目標であると考えております。そのためには、当社グループにおける新たな自社商材の開発や販売のみではなく、双方ともに有益となる提携パートナーを発掘し、提携パートナーが有する商材やサービスを、当社グループをハブとして、当社グループが有するアカウントにて、当社グループ及び提携パートナーの取引先に提供することが有用であると判断しております。

(b)しかしながら、当社グループには五十余年にわたるBGM放送事業等に基づく多数のアカウントを有しているというアドバンテージはあるものの、当該アカウントをより強固にし、競争優位性を堅持し続ける必要があるとも認識しております。そのためには、単に提携パートナーを増やし、取扱商材の多種多様化を図ることのみでなく、取引先のニーズを確実に掴み、顧客満足度を一層高めることのできる、より付加価値の高い商材・サービスを自社開発すること等が急務であると考えており、戦略的思考をもった経営判断をするべきと考えております。

(c)具体的には、株主や金融機関をはじめとした当社グループ関係者の皆様の深い理解に基づく、(i)自社商材・サービスに関わる資金面における先行投資、(ii)幅広い人脈や企業ネットワークによる提携パートナーの発掘、(iii)各商材・サービス毎の収益性、成長性、競合優位性、事業持続性等を判断の礎とした攻守の判断や取捨の選択、(iv)新たな市場・取引先の積極的開拓、(v)既存商材・サービスの持続性の堅持・確保を充足できる経営体制が必要と認識しております。

(d)加えて、当社グループとしては、当社グループのすべての取引先において数年の間にデジタル化が急速に進み、取引先におけるオペレーション・サービス・ファシリティ等すべてがインターネットを介して有機的に結合されると想定しております。そのため、(i)明確な成長戦略の策定と、(ii)当該成長戦略に基づく商材・サービスの開発を行い、これを取引先へ総合的に提案し、クロスセリングすることにより、取引先毎の取引額の更なる拡大ができるかが運用上の最大の課題であり、これが実現できれば自ずと競合優位性の確保も実現できると考えております。しかしながら、その実現に向けてのキーポイントは、具体的かつ実現可能性の高い戦略と取引先のニーズにあった商材・サービスであることはもとより、企業間取引が人と人の関係性や信頼があってこそ成立するという人間社会の原理原則に立ち返る必要があると認識しており、企業としての無形固定資産である人的資産の更なる拡充・確保・維持が大きな経営課題の一つでもあります。

(e)一方で、U-NEXTは、当社グループが有する取引先とは異なり、個人顧客を中心としており、また、大規模資本を有する競合企業がひしめく厳しい事業環境の中で事業展開をしていると認識しており、そのような激化する市場においても、一定の顧客を確保、拡充し続けているものと認識しております。すなわち、U-NEXTは、嗜好が多様化する個人消費者向けの事業においては、常に新規性、斬新性、廉価性等が求められ、かつそれに対応する商材やサービスの品質に関わる開発や更新等を継続的に行うことが必要不可欠であり、しかも契約の解約等のリスクが常に付きまとう非常に難しい経営の中で、一定の業績を維持し続けている企業であると認識しております。このことは、U-NEXTが常に自らが置かれている市場の特性や市場の変化を掴みとり、競合他社の動向に目を光らせ、現在の顧客ニーズのみではなく、中長期的な将来を見定めた商材やサービスを常に開発、提供していることの証跡と認識しております。

(f)したがって、U-NEXTが提案する単なる業務提携ではない本公開買付けを含む本経営統合は、一般的にいわれる重複機能の一元化・効率化等によるコスト低減に留まることなく、双方ともに役員を含めた新たな人的資産を確保することとなり、元来同一企業であったことに起因する人事面における融合親和性を生かした新たなグループ全体における各機能への人員の補完・強化等を含めた適材適所配置・再構築が可能となるものと考えております。



例えば、当社とU-NEXTは、通信事業ノウハウの統合による商業店舗へのICT（情報通信技術）化促進、テレマーケティングに係るノウハウ及びリソースの統合による販売手法の拡大、コンシューマーマーケティングの統合による個人向け有線放送の加入拡大等の事業面における利益の享受といった点においてシナジーが存在するものと考えております。

(g)また、当社にとっては、当社グループの取引先の大半が法人である一方で、U-NEXTの取引先の大半は個人であることに鑑みても、本経営統合により、さらなる顧客増の可能性が高まり、ひいては企業価値が向上すると見込まれます。加えて、単なる顧客の増加に留まらず、U-NEXTは、感応性の高いコンシューマーを取引先としていることもあり、次々と新たなビジネスモデルを構築するノウハウを有しているため、本経営統合により、当社においても法人及び個人の顧客に対して新規のビジネスモデルを取り入れることが可能となり、当社の課題の一つである「取引先のニーズを確実に掴み、顧客満足度を一層高めることのできる、より付加価値の高い商材・サービスを自社開発すること」に貢献するものと考えております。

(h)また、当社グループの事業の成長という観点のみならず、株主及び投資家の皆様からみても、主として個人を顧客とし、市場の価格変動が激しく安定性は劣るものの、高度な成長力を有するU-NEXTと経営統合することにより、法人を主な顧客とし、安定した事業・収益を有するものの、相対的に成長性が低いという当社のウィークポイントをカバーすることができ、互いの強みを相互に補完することで、企業全体としてより魅力的なポートフォリオを構築することが可能になると考えております。

(i)さらに、当社としては、本経営統合を実行しない場合には、外部環境が大きく変化し続ける中で競争優位性を確保し成長を続けることが難しくなる可能性も否定できず、本経営統合の方法は、将来の事業環境や競争環境によっては必ずしも期待通りの成果が得られるとは限らない中、当社の株主の皆様に対して発生する可能性がある悪影響を回避し、かつ中長期的な視点から抜本的かつ機動的な経営戦略を迅速かつ果敢に実践するためにも最も有効な手段であると考えています。

(j)なお、本経営統合により当社は上場廃止とはなるものの、当社を傘下に持つ新たな企業グループの持株会社は上場を維持することを企図しており、本経営統合により当社グループの企業価値を更に増した当該持株会社の株式を市場で購入し、株主となることも可能であり、この点においても当社の株主の皆様には引き続き投資の機会が確保されるものと判断しております。さらに、新たなグループにおける非上場子会社としての経営は、不透明感の増す市場環境下においてより効率性等を図ることができるため、かかるメリットを生かすことで業績が向上し、新たなグループ全体の企業価値を更に高める結果となるものと考えております。

その上で、当社は、平成29年2月13日に開催された取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社株式を所有する株主の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

その後、上記のとおり本公開買付けが成立いたしました。公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式のすべて（但し、当社が所有する自己株式、宇野康秀氏及び株式会社光通信が所有する当社株式を除きます。）を取得できませんでした。かかる本公開買付けの結果を踏まえ、公開買付者から要請を受けたことから、当社平成29年2月13日付プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、公開買付者及び継続所有株主（宇野康秀氏及び株式会社光通信を意味します。以下同じです。）が当社株式のすべて（当社の自己株式を除きます。）を所有することになるよう一連の手續を実施することといたしました。具体的には、本株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件として、当社株式29,435,112株を1株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたします。

本株式併合により、公開買付者及び継続所有株主以外の株主の皆様は保有する当社株式の数は1株に満たない端数となる予定です。

## 2. 株式併合の要旨

### (1) 株式併合の日程

①	臨時株主総会基準日公告日	平成 29 年 4 月 4 日
②	臨時株主総会基準日	平成 29 年 4 月 18 日
③	取締役会決議日	平成 29 年 6 月 19 日 (本日)
④	臨時株主総会決議日	平成 29 年 7 月 11 日 (予定)
⑤	整理銘柄指定	平成 29 年 7 月 11 日 (予定)
⑥	当社株式の最終売買日	平成 29 年 8 月 9 日 (予定)
⑦	当社株式の上場廃止日	平成 29 年 8 月 10 日 (予定)
⑧	株式併合の効力発生日	平成 29 年 8 月 16 日 (予定)

### (2) 株式併合の内容

#### ① 併合する株式の種類

普通株式

#### ② 併合比率

平成 29 年 8 月 16 日 (予定) をもって、平成 29 年 8 月 15 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する当社株式 29,435,112 株につき 1 株の割合で併合いたします。

#### ③ 減少する発行済株式総数

207,148,886 株

#### ④ 効力発生前における発行済株式総数

207,148,891 株

#### ⑤ 効力発生後における発行済株式総数

5 株

#### ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

18 株

#### ⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

前記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者及び継続所有株主のみが当社株式のすべて（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなり、これら以外の当社の株主の皆様が所有する当社株式の数は 1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（その合計数に 1 株に満たない端数が生ずる場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社株式を当社又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭を交付いたします。

当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（但し、当社を除きます。）の皆様及び 1 株に満たない端数に相当する当社株式を所有する継続所有株主に交付される金銭の額が、本公開買付けにおける買付け等の価格（普通株式 1 株につき、461 円。以下「本公開買付け価格」といいます。）に当該株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定したうえで、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。

### 3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

#### (1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

##### ① 親会社等がある場合における当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

公開買付者及び当社は、公開買付者の親会社であるU-NEXTの代表取締役社長を務める宇野康秀氏が当社の取締役会長を兼務しているとともに本公開買付開始当時当社株式を63,400,402株（所有割合：30.77%）所有しており、宇野康秀氏が本公開買付価格の決定に影響を及ぼし得る状況であったこと、及び、公開買付者は、本公開買付けの開始時点においては当社の親会社等に該当しないものの、本公開買付けを含む本経営統合を通じて当社を公開買付者の子会社化及び非公開化することを企図していたこと等に鑑み、当社及び公開買付者は、本公開買付けを含む本経営統合の公正性を担保する観点から、下記「(3) 本経営統合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の各措置を実施いたしました。

##### ② 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額は、上記「2. 株式併合の要旨」の「(2) 株式併合の内容」の「⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」に記載のとおり、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（但し、当社を除きます。）の皆様が所有していた当社株式の数及び継続所有株主が所有していた1株に満たない端数に相当する当社株式の数に本公開買付価格と同額を乗じた額となる予定です。

本公開買付価格につきましては、当社平成29年2月13日付プレスリリースに記載のとおり、(i)本公開買付価格が、公開買付者ら及び当社から独立した第三者算定機関であるEYによる市場株価法での当社株式に係る株式価値の評価額（309円～445円）の上限値を上回っていること、及びDCF法での当社株式に係る株式価値の評価額（444円～559円）の中央値を下回るもののレンジの範囲内であること、(ii)本公開買付価格が、JASDAQにおける本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年2月10日の当社株式の終値388円に対して18.8%（小数点以下第二位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じとします。）、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値393円

（小数点以下第一位を四捨五入。以下、単純平均値の計算において同じとします。）に対して17.3%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値378円に対して22.0%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値349円に対して32.1%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、他の公開買付けの事例（平成15年から平成28年までに実施されたもののうち、プレミアム（ディスカウントを含む。）が計算可能である712件）におけるプレミアム水準との比較においても妥当な範囲のプレミアムが付加されたものであると考えられること、(iii)下記「(3) 本経営統合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られたうえで、当社とU-NEXTとの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われ、真摯且つ継続的に協議・交渉が行われた結果として提案された価格であること、(iv)当社の株主の皆様によっては会社法に定める手続により反対株主の株式買取請求をしていただく選択肢も阻害されるものではなく、むしろ本公開買付けにより選択肢が増えるメリットがあることを踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成29年2月13日開催の当社取締役会において、当社の取締役である宇野氏を除くすべての取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

また、当社は、公開買付者による本公開買付けに賛同し、株主の皆様に対して応募す

ることを推奨する旨の意見を表明した後、本株主総会の招集を決議した平成29年6月19日の当社の取締役会の開催時点に至るまでに、同価格の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上のことから、当社は、端数処理により株主の皆様へに交付することが見込まれる金銭の額については、相当と判断しております。

- ③ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者は、平成29年2月14日から平成29年3月28日まで当社株式を対象とする本公開買付けを行い、その結果、平成29年4月4日の決済開始日をもって、当社株式107,825,894株（当社の総株主の議決権の数に対する議決権保有割合：52.33%）を保有するに至りました。

## (2) 上場廃止となる見込み

### ① 上場廃止

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本株式併合を実施し、公開買付者及び継続所有株主が当社株式のすべて（当社の自己株式を除きます。）を所有することとなる予定です。その結果、当社株式はJASDAQにおける上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる予定です。日程といたしましては、平成29年7月11日から平成29年8月9日までの間、整理銘柄に指定された後、平成29年8月10日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

### ② 上場廃止を目的とする理由

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本公開買付けを含む本経営統合は、一般的にいわれる重複機能の一元化・効率化等によるコスト低減に留まることなく、U-NEXT及び当社双方ともに役員を含めた新たな人的資産を確保することとなり、元来同一企業であったことに起因する人事面における融合親和性を生かした新たなグループ全体における各機能への人員の補完・強化等を含めた適材適所配置・再構築が可能となるものと考えていること、当社にとっては、当社グループの取引先の大半が法人である一方で、U-NEXTの取引先の大半は個人であることに鑑みても、本経営統合により、さらなる顧客増の可能性が高まり、ひいては企業価値が向上すると見込まれること、当社グループの事業の成長という観点のみならず、株主及び投資家の皆様からみても、主として個人を顧客とし、市場の価格変動が激しく安定性は劣るものの、高度な成長力を有するU-NEXTと経営統合することにより、法人を主な顧客とし、安定した事業・収益を有するものの、相対的に成長性が低いという当社のウィークポイントをカバーすることができ、互いの強みを相互に補完することで、企業全体としてより魅力的なポートフォリオを構築することが可能になると考えていること、当社としては、本経営統合を実行しない場合には、外部環境が大きく変化し続ける中で競争優位性を確保し成長を続けることが難しくなる可能性も否定できず、本経営統合の方法は、将来の事業環境や競争環境によっては必ずしも期待通りの成果が得られるとは限らない中、当社の株主の皆様に対して発生する可能性がある悪影響を回避し、かつ中長期的な視点から抜本的かつ機動的な経営戦略を迅速かつ果敢に実践するためにも最も有効な手段であると考えていること、本経営統合により当社は上場廃止とはなるものの、当社を傘下に持つ新たな企業グループの持株会社は上場を維持することを企図しており、本経営統合により当社グループの企業価値を更に増した当該持株会社の株式を市場で購入し、株主となることも可能であり、この点においても当社の株主の皆様には引き続き投資の機会が確保されるものであり、さらに、新たなグループにおける非上場子会社と



しての経営は、不透明感の増す市場環境下においてより効率性等を図ることができるため、かかるメリットを生かすことで業績が向上し、新たなグループ全体の企業価値を更に高める結果となるものと考えていること等の理由から、本経営統合の一環として非公開化をすることが最適であるとの判断に至りました。

③ 少数株主への影響及びそれに対する考え方

下記「(3) 本経営統合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「① 当社における第三者委員会の設置」に記載のとおり、当社は、平成 29 年 2 月 13 日付で、第三者委員会より、本経営統合は当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の本答申書を受領しております。

(3) 本経営統合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

① 当社における第三者委員会の設置

当社は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成 29 年 1 月 24 日、当社及び公開買付者らの取締役会から独立した、饗場元彦氏（弁護士、饗場総合法律事務所）、当社の社外取締役である伊申久美子氏、大村圭一氏（税理士、税理士法人平成会計社（当時））から構成される第三者委員会を設置し（なお、第三者委員会の委員は設置当初から変更しておりません。）、第三者委員会に対し、①本経営統合の目的の正当性・合理性（本経営統合が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、②本経営統合における手続（利益相反回避措置を含む。）の公正性、③本経営統合の取引条件（本公開買付けの買付価格を含む。）の公正性・妥当性、④上記①～③の観点から、本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非に関する検討、⑤上記①～③の観点から、本経営統合が当社の少数株主にとって不利益なものでないかに関する意見（以下「本諮問事項」と総称します。）を諮問し、これらの点についての答申を当社取締役会に提出することを囑託しております。

第三者委員会は、平成 29 年 1 月 25 日から平成 29 年 2 月 10 日までの間に合計 7 回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を慎重に行いました。具体的には、(a) 当社プロジェクトチームから、本経営統合の概要、U-NEXT との間の交渉状況、当社の事業計画及び事業環境、本経営統合の当社事業に対する影響等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、(b) U-NEXT 及び U-NEXT のフィナンシャルアドバイザーである大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）から、U-NEXT の現状及び事業環境、本経営統合の目的その他本経営統合の背景、本経営統合後の経営方針、本経営統合の諸条件、本経営統合のストラクチャーに関する具体的な内容等について聴取し、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、U-NEXT、大和証券及び西村あさひ法律事務所との間で本経営統合のストラクチャーを採用するに至った理由について議論を行いました。さらに、(c) 当社が当社株式の株式価値の算定を依頼した第三者算定機関である EY より当社株式の価値の算定並びに本公開買付価格及び本件吸収合併における合併比率に対する第三者算定機関としての考え方について説明を受け、質疑応答を行いました。そのうえで、(d) 当社のリーガルアドバイザーである西村あさひ法律事務所から、本経営統合に関する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等に対する説明を受け、質疑応答を行いました。

第三者委員会は、上記の各調査、協議及び検討の内容を踏まえ、本諮問事項について慎重に協議・検討を行いました。

かかる検討の結果、第三者委員会は、平成 29 年 2 月 13 日に、本諮問事項につき、以下を内容とする答申書（以下「本答申書」といいます。）を当社取締役会に対し提出しております。



(i)本経営統合によって、以下のようなシナジーを創出することを企図していることは、本経営統合を行わずに事業提携のみを行うことでは実現できないものを含んでいることから、その目的は正当であり、また、実現可能性に疑義を生じさせる事情もないから合理的である。

- ・法人顧客を主要基盤として、一部に個人顧客を有する当社と、個人顧客を主要基盤とし、一部に法人顧客を有するU-NEXTで、経営資源を共有することによる事業運営の効率化（一例として、当社のICT事業部門（法人向け）とU-NEXTのICT事業部門（個人向け）を、共通の中間持株会社の傘下に置くことを計画している。また、当社の音楽配信事業とU-NEXTの映像配信事業を共同のグループ会社内で行うことによるシナジーも期待している。）

- ・両社の営業人員及び提携先ネットワークの活用による営業力の強化（一例として、通信事業ノウハウの統合による商業店舗へのICT（情報通信技術）化促進、テレマーケティングに係るノウハウ及びリソースの統合による販売手法の拡大）、及びコンシューマーマーケティングの統合による個人向け音楽配信事業の加入拡大等の事業面における利益の享受等

- ・商品・技術開発機能の共有化による付加価値創出力の向上

- ・適切な資金配分の実現

- ・組織効率化による管理コストの削減

(ii)当社が、(a)本経営統合の公正性を担保するため、公開買付者ら及び当社から独立した第三者委員会を設置し、本経営統合に賛成するにあたっては、第三者委員会の答申書を参考にしていること、(b)独立した第三者算定機関としてEYを選定し、当社株式の株式価値及び当社とU-NEXTの合併比率の算定書を取得し、当該算定書に基づき本経営統合の検討を行っていること、(c)当社及び公開買付者らから独立したリーガルアドバイザーである西村あさひ法律事務所を選任し、同法律事務所から、本経営統合に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付け及び本件吸収合併に関する意思決定にあたっての留意点について、必要な法的助言を受けていること、(d)本公開買付けの買付け等の期間は、法令に定められた最短期間である20営業日より長い、30営業日に設定されているほか、当社は、公開買付者との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者と接触することを制限するような内容の合意を行っていないこと、(e)本公開買付け後、株式併合によるスクイーズアウトが予定されていること、スクイーズアウトがされる際には当社の株主に対して株式買取請求という形で価格を争う手段が存在することが開示され、強圧性が働かないような配慮がされていること等に鑑みると、本経営統合の手続は公正であると思料する。

(iii)本公開買付価格及び本件吸収合併における合併比率は、独立した第三者算定機関であるEYの株式価値等算定書を参考に複数回の協議・交渉が行われ、EYの算定結果内に収まっており、本公開買付価格におけるプレミアム率が他の公開買付けの事例（平成15年から平成28年までに実施されたもののうち、プレミアム（ディスカウントを含む。）が計算可能である712件）におけるプレミアム水準との比較においても妥当な範囲の水準であること、本公開買付け後の本スクイーズアウト手続においても、本公開買付価格と実質的に同額の金銭を交付することとされていることから、本公開買付価格及び本件吸収合併における合併比率等本経営統合の取引条件について公正かつ妥当であると認められる。

(iv)上記(i)ないし(iii)より、本経営統合の目的は正当かつ合理的であると考えられること、本経営統合に係る手続は公正であると考えられること、本経営統合の取引条件は公正かつ妥当であると考えられることから、本経営統合は当社の少数株主にとって不利益なものではないと思料され、当社の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、当社

の株主に本公開買付けへの応募を推奨することも相当である。

なお、公開買付者により平成 29 年 3 月 10 日付で本公開買付けにおける買付予定数の下限の引き下げが行われましたが、本公開買付けにおいては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限がもとより設定されておらず、第三者委員会が上記のとおり買付予定数の下限の設定について本答申書の提出のための重要な考慮要素と考えていないため、当社は、本公開買付けにおける買付予定数の下限の引き下げに関し、改めて第三者委員会に対して諮問することはしておりません。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値等算定書の取得

当社は、公開買付者らから提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社及び公開買付者らから独立した第三者算定機関である EY に対して、当社株式の株式価値及び本件吸収合併における合併比率の算定を依頼し、平成 29 年 2 月 10 日付で、EY より当該算定結果に対する本株式価値等算定書を取得いたしました。EY は、当社及び公開買付者らの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する意見書 (フェアネス・オピニオン) を取得しておりません。

EY は、当社株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 法を、それぞれ採用して算定を行いました。上記各手法を用いて算定された当社株式 1 株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価法 : 309 円～445 円  
DCF 法 : 444 円～559 円

市場株価法では、平成 29 年 2 月 10 日を評価基準日として、平成 28 年 8 月期決算の業績報道後の平成 28 年 10 月 7 日から評価基準日までの期間を採用期間として、当社株式の JASDAQ における株価終値の最高値と最安値を基に、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 309 円から 445 円までと算定しております。

DCF 法では、当社が作成した平成 29 年 8 月期から平成 36 年 8 月期までの 8 期分の事業計画における当社の将来の収益予想に基づき、平成 29 年 8 月期以降に当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社株式の価値を算定し、1 株当たりの株式価値の範囲を 444 円から 559 円までと算定しております。なお、新規事業であるエネルギー事業のフリー・キャッシュ・フローに対して、新規事業であることから、その事業計画の達成可能性を考慮し 20% の割引率を採用していることを除き、割引率は 5.5% から 6.7% を採用しており、また継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、永久成長率は 1.0% として算定しております。

EY が DCF 法の算定の前提とした当社の事業計画に基づく連結財務予測 (日本基準) は以下のとおりです。前提とした事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。なお、事業計画において、新規事業であるエネルギー事業については、最終需要者の数が多く、一度獲得した顧客から安定した継続的な売上 (積算売上) が見込まれるビジネスモデルであることに加え、当社の既存顧客からの切り替えも一定数見込まれることから大幅な増収を見込む一方、音楽配信事業における個店及び個人顧客の減少等を背景に、営業利益は概ね横ばいを計画しています。もともと、エネルギー事業の大幅な増収を見込めるものの、エネルギー事業は電力会社からの卸を受けるビジネスモデルであり、また、既に存在する販売価格を前提とした事業環境において、競合する企業

も多数にのぼるため大幅な利潤の増加は見込めない事業構造であることから、当社の利益貢献には大きく寄与できないものと認識しております。また、本経営統合の実行により実現することが期待されるシナジー効果は、現時点において具体的に見積もることが困難であったため、以下の連結財務予測には加味しておりません。

(億円)

	平成 29 年 8 月期	平成 30 年 8 月期	平成 31 年 8 月期	平成 32 年 8 月期	平成 33 年 8 月期	平成 34 年 8 月期	平成 35 年 8 月期	平成 36 年 8 月期
売上高	796	1,068	1,408	1,715	1,933	2,091	2,191	2,238
営業利益	103	97	100	102	103	106	104	102
E B I T D A	161	153	154	155	155	156	154	152
フリー・キャッシュ・フロー(注)	91	79	82	85	84	69	68	68

(注) 平成 34 年 8 月期ないし平成 36 年 8 月期のフリー・キャッシュ・フローの水準が低下しているのは、法人税に関して、過去赤字決算の繰越欠損金の適用が終了し、正常税率でのキャッシュアウトが生じる予定であるためです。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本経営統合に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社及び公開買付者らから独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本経営統合に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点について、必要な法的助言を受けております。

なお、西村あさひ法律事務所は、当社及び公開買付者らの関連当事者には該当せず、重要な利害関係を有しておりません。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、平成 29 年 2 月 13 日開催の当社取締役会において、当社の取締役である宇野氏を除くすべての取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

なお、当社の取締役会長である宇野氏は、U-NEXTの代表取締役社長を兼務しており、本経営統合に関して当社と利益が相反するおそれがあることから、特別利害関係人として、当社の上記取締役会における本公開買付けを含む本経営統合に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者らとの協議及び交渉は一切参加しておりません。

また、当該取締役会には、当社の社外監査役を含むすべての監査役が出席し、そのすべての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

さらに、当社は、平成 29 年 3 月 10 日開催の当社取締役会において、本公開買付けにおける買付予定数の下限の引き下げを踏まえて、本公開買付けに関して、再度慎重に協議・検討を行いました。当社の取締役である宇野氏を除くすべての取締役の全員一致で、本公開買付けにおける買付予定数の下限の引き下げを踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、当社の取締役会長である宇野氏は、U-NEXTの代表取締役社長を兼務しており、本経営統合に関して当社と利益が相反するおそれがあることから、特別利害関係人として、当社の上記取締役会における本公開買付けを含む本経営統合に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者らとの協議及び交渉に一切参加していません。

また、当該取締役会には、当社の社外監査役を含むすべての監査役が出席し、そのすべての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持する決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べています。

⑤ 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者らは、本公開買付価格の決定にあたり、公開買付者ら及び当社から独立した第三者算定機関である株式会社KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、平成29年2月13日付で取得した当社株式の価値に関する株式価値算定書を参考としているとのことです。

KPMGは、当社株式の価値を算定するにあたり、当社の財務状況、当社株式の市場株価の動向等について検討を行ったうえで、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて当社株式の価値算定を行ったとのことです。

なお、公開買付者は、KPMGから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

⑥ 公開買付者側における第三者委員会の設置

公開買付者の完全親会社であるU-NEXTは、宇野氏がU-NEXTの代表取締役社長及びその支配株主である株式会社UNO-HOLDINGSの一人株主である一方、当社の取締役会長及び当社の大株主であることから、本公開買付価格の決定に際して、宇野氏は、当社の少数株主及びU-NEXTの少数株主の双方との間で、利害が一致しない構造的な可能性が存するという特殊性に照らし、本経営統合に関する意思決定の恣意性を排除し、公開買付者側の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保すること並びに公開買付者側においても本経営統合の目的等について独立した第三者の意見を取得することにより、全体として本経営統合の手続の公正性をより高めることを目的として、平成29年1月17日、当社及び公開買付者らから独立した、山崎想夫氏（委員長、公認会計士・税理士、株式会社GGパートナーズ代表取締役）、須原伸太郎氏（U-NEXT社外監査役）、山下聖志氏（弁護士、山下総合法律事務所）から構成される第三者委員会を設置し（なお、第三者委員会の委員は設置当初から変更していないとのことです。）、第三者委員会に対し、(i)本経営統合の目的の合理性、(ii)本経営統合の取引条件（特に、本件吸収合併の合併比率）の妥当性、(iii)上記(i)及び(ii)を踏まえ、本経営統合がU-NEXTの少数株主にとって不利益なものではないか（以下「公開買付者諮問事項」と総称します。）について諮問し、この点についての答申をU-NEXT取締役会に提出することを囑託したとのことです。なお、須原伸太郎氏は、当社株式500株を所有しているものの、所有株式数が少ないこと及びU-NEXTの社外監査役という独立した立場にあることから、U-NEXTとしては、須原伸太郎氏を第三者委員会の委員とすることに特段問題はないものと判断しているとのことです。第三者委員会は、平成29年1月25日から平成29年2月10日までの間に合計3回開催され、公開買付者諮問事項についての協議及び検討を慎重に行ったとのことです。具体的には、U-NEXTから、本経営統合に係る提案に至る経緯や背景事情、U-NEXTにとっての本経営統合の意義や目的、及び当社との交渉状況等について説明を受け、これらの点に関



する質疑応答を行うとともに、KPMGより本件吸収合併の合併比率の算定について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。

第三者委員会は、上記の各調査、協議及び検討の内容を踏まえ、公開買付者諮問事項について慎重に協議・検討を行った結果、公開買付者諮問事項につき、以下の結論に至ったとのことです。

(i)本経営統合は、その実行によりU-NEXT及び当社において新たな持株会社体制を構築することになるところ、かかる体制の構築は、本事業再編後の事業環境等の変化に対応しながら、本事業再編当時には見出し難かった両社統合によるシナジー効果の発現を最大化させるうえで有用な方策であると考えられることから、その目的は合理的であるといえる。

(ii)本経営統合の取引条件（特に、本件吸収合併の合併比率）については、第三者算定機関であるKPMGの助言を随時得ながら、当社との間で誠実な協議・交渉が行われていること、また、本件吸収合併の合併比率はKPMGによる合併比率算定のレンジの範囲内にあることから、妥当性が認められる。

(iii)上記(i)及び(ii)を踏まえると、本経営統合はU-NEXTの少数株主にとって不利益なものではないと思料される。

そこで、第三者委員会は、平成29年2月13日、U-NEXTの取締役会に対し、上記(i)から(iii)までの意見を、委員全員一致の意見で答申し、それらを内容とする答申書を提出しているとのことです。

#### ⑦ 他の買付者からの買付機会等を確保するための措置

当社は、公開買付者との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、公開買付者は、公開買付期間については、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定することによって、当社の一般株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を提供しつつ、当社株式について、他の買付者による買付けの機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

#### 4. 今後の見通し

本株式併合後の当社の経営体制については、今後、公開買付者らと協議の上決定していく予定です。

#### 5. 支配株主との取引等に関する事項

本日現在、公開買付者は、当社の親会社に該当するため、本株式併合に係る取引は、支配株主との取引に該当します。

##### (1) 支配株主との取引等の取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、平成29年6月6日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社が支配株主との取引等を行う際は、一般の取引と同様に、適正な条件で行うことを基本方針としております。また、当社は、一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立性を有する社外役員を配置し、取引条件等の内容について妥当性を十分に審議する等して、少数株主に不利益を与えることのないように対応しております。」と規定しております。

本株式併合に係る取引を行うに際して、当社取締役会は、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本経営統合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、第三者委員会から本公開買付けを含む本経営統合が当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の本答申書を受領し、当該意見、独立した第三者算定機関であるEYから本株式価値算定書、西村あさひ法律事務所からの法的助言等を踏まえ、慎重に審議しており、当社としては、少数株主の利益を害することがないように適切な対応を行っており、コーポレート・ガバナンス報告書の記載内容に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本経営統合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 本経営統合が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、平成29年2月13日付けで、第三者委員会より、本公開買付けを含む本経営統合が少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする本答申書の提出を受けております。詳細は上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本経営統合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「① 当社における第三者委員会の設置」をご参照ください。

## II. 単元株式数の定め廃止について

### 1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式数は5株となり、単元株式数を定める必要性がなくなるためです。

### 2. 廃止予定日

平成29年8月16日

### 3. 廃止の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、その効力が生じることを条件といたします。

## III. 定款の一部変更について

### 1. 定款変更の目的

(1) 会社法第182条第2項により、本株式併合に伴い当社株式の発行可能株式総数につき、18株に減少する旨の定款の変更がなされたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映してより明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）の記載を修正するものであります。

(2) 本株式併合の効力が生じた場合には、当社株式はJASDAQにおける上場廃止基準に該当しますので、平成29年8月10日をもって上場廃止になる予定です。本議案は、かかる上場廃止に伴い、会社法第214条に基づき株券発行会社に移行するため、当社が発行する株式に係る株券を発行する旨の定めを設けるものであります。

(3) 本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社株式の単元株式数に関する規定を廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株主の権利制限）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>542,495,988株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>18株</u> とする。
(新設)	<u>(株券の発行)</u> 第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。
<u>(単元株式数)</u> 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。	(削除)
<u>(単元未満株主の権利制限)</u> 第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 剰余金の配当を受ける権利</u> <u>(3) 取得請求権つき株式の取得を請求する権利</u> <u>(4) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利</u> <u>(5) 単元未満株式の買増しを請求する権利</u>	(削除)
第10条～第37条（条文省略）	第9条～第36条（現行どおり）

## 3. 変更の日程

平成29年8月16日（予定）

## 4. 定款変更の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件とします。

#### IV. 本会社分割

##### 1. 本会社分割の背景及び目的

当社平成29年2月13日付プレスリリースの「I. 公開買付けの概要」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」をご参照ください。

##### 2. 本会社分割の要旨について

###### (1) 本会社分割の日程

臨時株主総会基準日	平成29年4月18日
本会社分割の各分割準備会社の設立日	平成29年6月16日
取締役会決議日	平成29年6月19日(本日)
本吸収分割契約締結日	平成29年6月19日(本日)
臨時株主総会決議日	平成29年7月11日(予定)
効力発生日	平成29年12月1日(予定)

###### (2) 本会社分割の方式

当社を吸収分割会社とし、当社の完全子会社である株式会社USEN分割準備会社、株式会社USEN ICT Solutions及び株式会社USEN Media(以下順に「承継会社①」、「承継会社②」及び「承継会社③」といいます。)を吸収分割承継会社とする吸収分割(以下、承継会社①、承継会社②及び承継会社③との間の吸収分割を順に「吸収分割①」、「吸収分割②」及び「吸収分割③」といいます。)により行います。

なお、本会社分割の効力は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じること及び前記「III.定款の一部変更について」記載の定款変更が原案どおり承認可決されることを条件として、平成29年12月1日(予定)に生ずることといたします。

###### (3) 本会社分割に係る割当の内容

承継会社①は、吸収分割①の対価として、普通株式510,000株を発行し、そのすべてを当社に対して交付いたします。

承継会社②は、吸収分割②の対価として、普通株式32,900株を発行し、そのすべてを当社に対して交付いたします。

承継会社③は、吸収分割③の対価として、普通株式8,130株を発行し、そのすべてを当社に対して交付いたします。

###### (4) 会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

###### (5) 会社分割により増減する資本金

本会社分割による当社の資本金の増減はありません。

###### (6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社①が当社から承継する権利義務は、分割期日(効力発生日)における当社が営む音楽配信事業及びエネルギー事業に関する資産、負債及び権利義務のうち、吸収分割①に係る吸収分割契約において定めるものといたします。

承継会社②が当社から承継する権利義務は、分割期日(効力発生日)における当社が営



むICT事業に関する資産、負債及び権利義務のうち、吸収分割②に係る吸収分割契約において定めるものといたします。

承継会社③が当社から承継する権利義務は、分割期日（効力発生日）における当社が営む集客支援事業に関する資産、負債及び権利義務のうち、吸収分割③に係る吸収分割契約において定めるものといたします。

なお、各承継会社は、当社から承継する債務を免責的に引き受けます。

#### (7) 債務履行の見込み

本会社分割後、承継会社①、承継会社②及び承継会社③の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本会社分割後の収益見込みについても、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本会社分割後において、承継会社①、承継会社②及び承継会社③が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

### 3. 本会社分割の当事会社の概要

#### (1) 吸収分割①

	分割会社	承継会社
(1) 名称	株式会社USEN	株式会社USEN分割準備会社
(2) 所在地	東京都港区北青山三丁目1番2号	東京都港区北青山三丁目1番2号
(3) 代表者の 役職・氏 名	代表取締役社長 田村 公正	代表取締役社長 田村 公正
(4) 事業内容	音楽配信事業、業務用システム事業、 ICT事業、その他事業	音楽配信事業及びエネルギー事業
(5) 資本金	6,000百万円（平成28年8月末日現在）	10百万円 （平成29年6月19日現在）
(6) 設立年月 日	昭和39年9月7日	平成29年6月16日
(7) 発行済 株式数	207,148,891株 （平成28年8月末日現在）	250株 （平成29年6月19日現在）
(8) 決算期	8月31日	8月31日
(9) 大株主及 び持株比 率	宇野 康 秀 30.61% 株式会社光通信 18.06% ジーエス・ティーケー・ホールディ ングス・ツー合同会社 11.83% 日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口） 2.55% 株式会社インフォサービス 2.00%	株式会社USEN 100.00% （平成29年6月19日現在）

	U S E N 従 業 員 持 株 会 1.25% 日本マスタートラスト信託銀行株式 会 社 ( 信 託 口 ) 1.22% GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL ( 常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会 社) 0.86% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505044 ( 常任代 理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部) 0.57% 資産管理サービス信託銀行株式会社 ( 証 券 投 資 信 託 口 ) 0.56% (平成 28 年 8 月末日現在)	
--	--	--

## (10) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	株式会社USEN (連結)			株式会社USEN分割準備会社
	平成 26 年 8 月期	平成 27 年 8 月期	平成 28 年 8 月期	平成 29 年 6 月 16 日現在
純 資 産	19,434	25,823	27,738	12
総 資 産	67,336	69,263	69,136	12
1 株当たり純資産 (円)	69.23	99.40	134.62	50,000
売 上 高	69,271	70,176	73,613	/
営 業 利 益	9,824	9,873	10,204	
経 常 利 益	8,348	9,280	9,513	
親会社株主に帰属す る 当 期 純 利 益	6,717	6,564	7,469	
1 株当たり当期純利 益 (円)	31.78	29.89	36.25	
1 株当たり配当金 (円)	—	—	3.00	

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 承継会社①におきましては、直前事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみ表記しております。

## (2) 吸収分割②

	分割会社	承継会社
(1) 名 称	株式会社USEN	株式会社USEN ICT Solu

		t i o n s
(2) 所在地	東京都港区北青山三丁目1番2号	東京都港区北青山三丁目1番2号
(3) 代表者の 役職・氏 名	代表取締役社長 田村 公正	代表取締役社長 青柳 陽一
(4) 事業内容	音楽配信事業、業務用システム事業、 I C T事業、その他事業	I C T事業
(5) 資本金	6,000百万円 (平成28年8月末日現在)	10百万円 (平成29年6月19日現在)
(6) 設立年月 日	昭和39年9月7日	平成29年6月16日
(7) 発行済 株式数	207,148,891株 (平成28年8月末日現在)	250株 (平成29年6月19日現在)
(8) 決算期	8月31日	8月31日
(9) 大株主及 び持株比 率	宇 野 康 秀 30.61% 株 式 会 社 光 通 信 18.06% ジーエス・ティーケー・ホールディ ングス・ツー合同会社 11.83% 日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 ( 信 託 口 ) 2.55% 株式会社インフォサービス 2.00% U S E N 従 業 員 持 株 会 1.25% 日本マスタートラスト信託銀行株式 会 社 ( 信 託 口 ) 1.22% GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会 社) 0.86% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505044 (常任代 理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部) 0.57% 資産管理サービス信託銀行株式会社 ( 証 券 投 資 信 託 口 ) 0.56% (平成28年8月末日現在)	株 式 会 社 U S E N 100.00% (平成29年6月19日現在)

(10) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
決算期	株式会社USEN (連結)			株式会社USEN ICT Solutions
	平成26年 8月期	平成27年 8月期	平成28年 8月期	平成29年6月16日現在
純資産	19,434	25,823	27,738	12
総資産	67,336	69,263	69,136	12
1株当たり純資産 (円)	69.23	99.40	134.62	50,000
売上高	69,271	70,176	73,613	
営業利益	9,824	9,873	10,204	
経常利益	8,348	9,280	9,513	
親会社株主に帰属する 当期純利益	6,717	6,564	7,469	
1株当たり当期純利益 (円)	31.78	29.89	36.25	
1株当たり配当金 (円)	—	—	3.00	

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 承継会社②におきましては、直前事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみ表記しております。

### (3) 吸収分割③

	分割会社	承継会社
(1) 名称	株式会社USEN	株式会社USEN Media
(2) 所在地	東京都港区北青山三丁目1番2号	東京都港区北青山三丁目1番2号
(3) 代表者の 役職・氏 名	代表取締役社長 田村 公正	代表取締役社長 成内 英介
(4) 事業内容	音楽配信事業、業務用システム事業、 ICT事業、その他事業	集客支援事業
(5) 資本金	6,000百万円 (平成28年8月末日現在)	10百万円 (平成29年6月19日現在)
(6) 設立年月 日	昭和39年9月7日	平成29年6月16日
(7) 発行済 株式数	207,148,891株 (平成28年8月末日現在)	250株 (平成29年6月19日現在)
(8) 決算期	8月31日	8月31日



<p>(9) 大株主及び持株比率</p>	<p>宇野 康秀 30.61% 株式会社光通信 18.06% ジーエス・ティーケー・ホールディングス・ツー合同会社 11.83% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 2.55% 株式会社インフォサービス 2.00% USEN従業員持株会 1.25% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 1.22% GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL（常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社） 0.86% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505044（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部） 0.57% 資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口） 0.56% （平成28年8月末日現在）</p>	<p>株式会社USEN 100.00% （平成29年6月19日現在）</p>		
<p>(10) 最近3年間の経営成績及び財政状態</p>				
<p>決算期</p>	<p>株式会社USEN（連結）</p>			<p>株式会社USEN Media</p>
	<p>平成26年 8月期</p>	<p>平成27年 8月期</p>	<p>平成28年 8月期</p>	<p>平成29年6月16日現在</p>
<p>純資産</p>	<p>19,434</p>	<p>25,823</p>	<p>27,738</p>	<p>12</p>
<p>総資産</p>	<p>67,336</p>	<p>69,263</p>	<p>69,136</p>	<p>12</p>
<p>1株当たり純資産 （円）</p>	<p>69.23</p>	<p>99.40</p>	<p>134.62</p>	<p>50,000</p>
<p>売上高</p>	<p>69,271</p>	<p>70,176</p>	<p>73,613</p>	
<p>営業利益</p>	<p>9,824</p>	<p>9,873</p>	<p>10,204</p>	
<p>経常利益</p>	<p>8,348</p>	<p>9,280</p>	<p>9,513</p>	
<p>親会社株主に帰属する 当期純利益</p>	<p>6,717</p>	<p>6,564</p>	<p>7,469</p>	

1株当たり当期純利益 (円)	31.78	29.89	36.25
1株当たり配当金 (円)	—	—	3.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 承継会社③におきましては、直前事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみ表記しております。

#### 4. 分割する事業部門の概要

##### (1) 吸収分割①

(i) 分割する部門の事業内容  
音楽配信事業及びエネルギー事業

(ii) 分割する部門の経営成績 (平成 28 年 8 月期)

	分割事業実績 (a)	当社単体の実績 (b)	比率 (a÷b)
売上高	42,094 百万円	56,320 百万円	74.74%

(iii) 分割する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	9,154 百万円	流動負債	13,797 百万円
固定資産	43,456 百万円	固定負債	13,311 百万円
合計	52,611 百万円	合計	27,109 百万円

(注) 上記金額は平成 29 年 2 月 28 日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

##### (2) 吸収分割②

(i) 分割する部門の事業内容  
I C T 事業

(ii) 分割する部門の経営成績 (平成 28 年 8 月期)

	分割事業実績 (a)	当社単体の実績 (b)	比率 (a÷b)
売上高	10,613 百万円	56,320 百万円	18.84%

(iii) 分割する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	3,306 百万円	流動負債	1,700 百万円
固定資産	71 百万円	固定負債	30 百万円
合計	3,377 百万円	合計	1,731 百万円

(注) 上記金額は平成 29 年 2 月 28 日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

## (3) 吸収分割③

(i) 分割する部門の事業内容  
集客支援事業

(ii) 分割する部門の経営成績（平成28年8月期）

	分割事業実績 (a)	当社単体の実績 (b)	比率 (a÷b)
売上高	3,613 百万円	56,320 百万円	6.42%

(iii) 分割する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	530 百万円	流動負債	516 百万円
固定資産	403 百万円	固定負債	10 百万円
合計	934 百万円	合計	527 百万円

(注) 上記金額は平成29年2月28日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

## 5. 本会社分割後の状況

## (1) 吸収分割①

	分割会社	承継会社
(1) 名称	株式会社USEN-NEXT HOLDINGS (当社を消滅会社とする本合併の効力が平成29年12月1日に発生する予定です。)	株式会社USEN (平成29年12月1日付で「株式会社USEN分割準備会社」より商号を変更する予定です。)
(2) 所在地	東京都渋谷区神宮前三丁目35番2号	東京都港区北青山三丁目1番2号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宇野 康秀	代表取締役社長 田村 公正
(4) 事業内容	グループ会社の経営管理など	音楽配信事業及びエネルギー事業
(5) 資本金	90 百万円 (平成29年12月1日付で資本金の額の減少を行う予定です。)	10 百万円
(6) 決算期	12月31日 (吸収合併存続会社であるU-NEXTの決算期は12月31日ですが、本持株会社化後の平成30年1月1日より開始する事業	8月31日

	年度より、決算期を8月31日に 変更する予定です。) )	
--	---------------------------------	--

(注) 分割会社の資本金の額は、平成28年12月31日現在の資本金の額を基準として計算した、平成29年12月1日付で行われる資本金の額の減少後の金額を記載しております。

(2) 吸収分割②

	分割会社	承継会社
(1) 名称	株式会社USEN-NEXT HOLDINGS (当社を消滅会社とする本合併の効力が平成29年12月1日に発生する予定です。)	株式会社USEN ICT Solutions
(2) 所在地	東京都渋谷区神宮前三丁目35番2号	東京都港区北青山三丁目1番2号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宇野 康秀	代表取締役社長 青柳 陽一
(4) 事業内容	グループ会社の経営管理など	ICT事業
(5) 資本金	90百万円 (平成29年12月1日付で資本金の額の減少を行う予定です。)	10百万円
(6) 決算期	12月31日 (吸収合併存続会社であるU-NEXTの決算期は12月31日ですが、本持株会社化後の平成30年1月1日より開始する事業年度より、決算期を8月31日に変更する予定です。)	8月31日

(注) 分割会社の資本金の額は、平成28年12月31日現在の資本金の額を基準として計算した、平成29年12月1日付で行われる資本金の額の減少後の金額を記載しております。

(3) 吸収分割③

	分割会社	承継会社
(1) 名称	株式会社USEN-NEXT HOLDINGS (当社を消滅会社とする本合併の効力が平成29年12月1日に発生する予定です。)	株式会社USEN Media
(2) 所在地	東京都渋谷区神宮前三丁目35番2号	東京都港区北青山三丁目1番2号
(3) 代表者の役職	代表取締役社長 宇野 康秀	代表取締役社長 成内 英介



職・氏名		
(4) 事業内容	グループ会社の経営管理など	集客支援事業
(5) 資本金	90百万円 (平成29年12月1日付で資本金の額の減少を行う予定です。)	10百万円
(6) 決算期	12月31日 (吸収合併存続会社であるU-NEXTの決算期は12月31日ですが、本持株会社化後の平成30年1月1日より開始する事業年度より、決算期を8月31日に変更する予定です。)	8月31日

(注) 分割会社の資本金の額は、平成28年12月31日現在の資本金の額を基準として計算した、平成29年12月1日付で行われる資本金の額の減少後の金額を記載しております。

#### 6. 今後の見通し

承継会社①、承継会社②及び承継会社③は当社の完全子会社であるため、本会社分割が連結業績に与える影響は軽微であります。また、当社の単体業績につきましては、本会社分割並びに後述の本合併後、当社は持株会社となるため、当社の収入は関係会社からの配当収入、経営管理料収入等が中心となります。また、費用は持株会社としてのグループ会社の経営管理を行う機能に係るもの及び借入金に伴う支払利息が中心になる予定であります。

### V. 本合併の概要

#### 1. 本合併の背景及び目的

当社平成29年2月13日付プレスリリースの「I. 公開買付けの概要」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」をご参照ください。

#### 2. 本合併の要旨

##### (1) 本合併の日程

基本合意書締結日	平成29年2月13日
臨時株主総会基準日 (U-NEXT)	平成29年4月14日
臨時株主総会基準日 (当社)	平成29年4月18日
取締役会決議日 (U-NEXT)	平成29年6月19日 (本日)
取締役会決議日 (当社)	平成29年6月19日 (本日)
合併契約締結日	平成29年6月19日 (本日)
臨時株主総会決議日 (U-NEXT)	平成29年7月10日 (予定)
臨時株主総会決議日 (当社)	平成29年7月11日 (予定)
効力発生日	平成29年12月1日 (予定)

##### (2) 本合併の方式

本合併は、U-NEXTを存続会社とし、当社を消滅会社とする吸収合併です。なお、本

合併の効力は、平成 29 年 7 月 11 日開催予定の本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、株式の併合がその効力を生じること並びに、定款の一部変更及び本会社分割に係る議案がそれぞれ原案どおり承認可決されることを条件として、平成 29 年 12 月 1 日（予定）に生ずることといたします。

### (3) 本合併に係る割当の内容

U-NEXTは、本合併に際して、本合併の効力が生ずる時点の直前時における当社の株主に対し、その保有する当社の普通株式 1 株当たり U-NEXT の普通株式 0.61 株を割当交付いたします。

	株式会社U-NEXT (吸収合併存続会社)	当社 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る合併比率	1	0.61

(注 1) 本合併により交付される U-NEXT の株式数（予定）：普通株式：43,572,011 株

(注 2) 当社が保有する自己株式及び U-NEXT を存続会社、公開買付者を消滅会社とする合併に伴い U-NEXT が保有することとなる当社の普通株式（107,825,894 株）については、本合併による株式の割当は行いません。

(注 3) 本合併に伴い、U-NEXT の普通株式 1 株に満たない端数の割当を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他関連法令の定めに従い、1 株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

### (4) 吸収合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

## 3. 本合併に係る割当の内容の根拠等

本合併に係る割当の内容の根拠等につきましては、当社平成 29 年 2 月 13 日付プレスリリース「Ⅰ. 公開買付けの概要」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付けに関する重要な合意等」の「(iii) 基本合意書」の「② 割当ての内容の根拠及び理由」及び「③ 算定に関する事項」、並びに「Ⅱ. 本経営統合の概要」の「2. 本経営統合の要旨」の「(4) 本経営統合に係る合併にあたっての株式割当比率」、「(5) 上場市場の維持の見込み」及び「(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照下さい。

## 4. 本合併の当事会社の概要

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
(1) 名称	株式会社U-NEXT	株式会社USEN
(2) 所在地	東京都渋谷区神宮前三丁目 35 番 2 号	東京都港区北青山三丁目 1 番 2 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宇野 康秀	代表取締役社長 田村 公正

(4) 事業内容	コンテンツプラットフォーム事業、 コミュニケーションネットワーク事 業	音楽配信事業、業務用システム事業、 I C T事業、その他事業
(5) 資本金	1,776 百万円 (平成 28 年 12 月末日現在)	6,000 百万円 (平成 28 年 8 月末日現在)
(6) 設立年月 日	平成 21 年 2 月 3 日	昭和 39 年 9 月 7 日
(7) 発行済 株式数	16,425,600 株 (平成 28 年 12 月末日現在)	207,148,891 株 (平成 28 年 8 月末日現在)
(8) 決算期	12 月 31 日	8 月 31 日
(9) 従業員数	(単体) 329 人 (連結) 414 人 (平成 28 年 12 月末日現在)	(単体) 2,787 人 (連結) 3,440 人 (平成 29 年 5 月末日現在)
(10) 主要取引 先	(仕入先) ウォルト・ディズニー・ジャパン、 ワーナーブラザーズジャパン、T B Sテレビ (販売先) 東日本電信電話、西日本電信電話、 ソフトバンク	(仕入先) スカパー J S A T、日本音楽著作権 協会 ( J A S R A C )
(11) 主要取引 銀行	株式会社みずほ銀行	株式会社みずほ銀行
(12) 大株主及 び持株比 率	株 式 会 社 U N O - H O L D I N G S 64.11% 株 式 会 社 光 通 信 5.98% 日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 ( 信 託 口 ) 3.23% U-NEXT 社 員 持 株 会 0.73% CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW 0.70% NOMURA PB NOMINEES LIMITED A/C CPB30072 482276 0.61% 日本マスタートラスト信託銀行株式 会 社 ( 信 託 口 ) 0.60% 楽天証券株式会社 0.45% マネックス証券株式会社	株式会社U-NEXT S P C 1 52.05% 宇 野 康 秀 30.60% 株式会社レノ 4.65% 株 式 会 社 光 通 信 3.87% サンシャインF号投資事業組合 0.86% チャレンジ2号投資事業組合 0.67% 株 式 会 社 U S E N 0.56% サンシャインG号投資事業組合 0.33% チャレンジ3号投資事業組合 0.31% NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN 0.11%

	0.41% GMO クリック証券株式会社 0.39% (平成 28 年 12 月末日現在)	(平成 29 年 4 月 18 日現在)				
(13) 当社と当事会社の関係						
資本関係	U-NEXTの連結子会社であるSPC1を通じて、当社の普通株式107,825,894株(議決権所有割合:52.33%)を間接保有しております。					
人的関係	本日現在、U-NEXTの代表取締役社長である宇野康秀氏が当社の取締役会長を兼任しています。					
取引関係	U-NEXTが提供する固定インターネット回線(FTH)、ISP、無線Wi-Fiルーター等関連の取引(USENが卸先)(平成28年12月期実績774百万円)、NTT等が提供する固定インターネット回線(FTH)、ISP、無線Wi-Fiルーター等関連の取引(当社がU-NEXT代理店)(平成28年12月期実績289百万円)、及び当社が提供する音楽配信関連の取引(平成28年12月期実績271百万円)が存在します。					
関連当事者への該当状況	当社は、U-NEXTの連結子会社であり、関連当事者に該当します。					
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態						
	株式会社U-NEXT(連結)			株式会社USEN(連結)		
決算期	平成26年 12月期	平成27年 12月期	平成28年 12月期	平成26年 8月期	平成27年 8月期	平成28年 8月期
純資産	4,314	4,817	3,816	19,434	25,823	27,738
総資産	9,227	12,236	17,797	67,336	69,263	69,136
1株当たり純資産 (円)	261.96	289.77	226.82	69.23	99.40	134.62
売上高	23,248	33,964	45,846	69,271	70,176	73,613
営業利益	1,245	1,003	▲396	9,824	9,873	10,204
経常利益	1,185	977	▲436	8,348	9,280	9,513
親会社株主に帰属する 当期純利益	708	522	▲935	6,717	6,564	7,469
1株当たり当期純利益 (円)	54.21	31.81	▲56.95	31.78	29.89	36.25
1株当たり配当金 (円)	12.00	6.00	—	—	—	3.00

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

(注1)「I. 株式併合について」において記載したとおり、本株式併合後、所定の手続を経て、



当社の株主は公開買付者及び継続所有株主のみとなる予定です。

(注2)「議決権所有割合」の計算においては、当社が平成29年4月7日に提出した第53期第2四半期報告書(以下「本四半期報告書」といいます。)に記載された平成29年2月28日現在の発行済株式総数(207,148,891株)から、本四半期報告書に記載された平成29年2月28日現在の当社が所有する自己株式(1,114,944株)を控除した株式数(206,033,947株)に係る議決権の数である2,060,339個を分母として計算しております。

(注3)「議決権所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### 5. 本合併後の状況

	吸収合併存続会社
(1) 名称	株式会社USEN-NEXT HOLDINGS (本合併の効力が平成29年12月1日に発生する予定です。)
(2) 本店所在地	東京都港区 (平成29年12月1日付で東京都渋谷区より移転する予定です。)
(3) 就任予定の代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宇野 康秀 (現 株式会社U-NEXT 代表取締役社長兼株式会社U-NEXT SPC1代表取締役社長兼株式会社USEN取締役会長)
(4) 就任予定の取締役の氏名(9名)	宇野康秀、島田亨、馬淵将平、田村公正、大田安彦、堤天心、佐藤明夫(社外)、夏野剛(社外)、伊串久美子(社外)
(5) 就任予定の監査役の氏名(4名)	堀内雅生、北村行夫(社外)、小林陽介、須原伸太郎(社外)
(6) 事業内容	コンテンツプラットフォーム事業、コミュニケーションネットワーク事業、音楽配信事業、業務用システム事業、ICT事業、その他事業
(7) 資本金	90百万円 (平成29年12月1日付で資本金の額の減少を行う予定です。)
(8) 決算期	8月31日 (現状吸収合併存続会社であるU-NEXTの決算期は12月31日ですが、本持株会社化後の平成30年1月1日より開始する事業年度より、決算期を8月31日に変更する予定です。)
(9) 純資産	現時点では確定しておりません。
(10) 総資産	現時点では確定しておりません。

(注) 分割会社の資本金の額は、平成28年12月31日現在の資本金の額を基準として計算した、平成29年12月1日付で行われる資本金の額の減少後の金額を記載しております。

6. 会計処理の概要

本合併に関する会計処理については、共通支配下の取引に該当します。

7. 今後の見通し

本合併は親会社との吸収合併であるため、本合併が当社個別業績及び連結業績に与える影響は軽微であります。

以上